

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策じげん商品券発行事業 (商工活性化事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対し、その影響を緩和するため、商品券を町民全員に配付する。 ②補助金 ③町民1人あたり1万円分の商品券を配布する。 ・商品券分17,900人×10千円=179,000千円 ・事務費19,488千円 ④町民	R8.1	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金負担軽減事業(7月～9月分) (水道事業会計補助)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援を目的に、水道使用料基本料金を減免する。 ②水道事業会計に繰り出し、水道使用料基本料金の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③水道使用料基本料金の全額を減免(令和7年7月分から令和7年9月分)19,647件 ・水道使用料減免額50,880,000円 月平均6,549件×3カ月×基本料金(口径別2,508円～40,480円)=50,880,000円 ・水道料金システム改修費用(個別減免対応費用) 550,000円 ※その他 一般財源2,910千円 ④水道使用者(官公署を除く)	R7.7	R7.9
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道基本料金負担軽減事業(7月～9月分) (下水道事業会計補助)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援を目的に、下水道使用料基本料金を減免する。 ②下水道事業会計に繰り出し、下水道使用料基本料金の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③公共下水道使用料等基本料金の全額を減免(令和7年7月分から令和7年9月分)7,686件 ・公共下水道使用料等減免額25,074,000円 公共下水道事業 月平均1,983件×3,300円(基本料金全額)×3カ月=19,631,000円 特定環境保全下水道事業 月平均61件×3,300円(基本料金全額)×3カ月=603,000円 農業集落排水事業 月平均431件×3,300円(基本料金全額)×3カ月=4,266,000円 個別合併処理浄化槽事業 月平均87件×2,200円(基本料金全額)×3カ月=574,000円 ※その他 一般財源1,419千円 ④公共下水道等使用者(官公署を除く)	R7.7	R7.9
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金負担軽減事業(10月分) (水道事業会計補助)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援を目的に、水道使用料基本料金を減免する。 ②水道事業会計に繰り出し、水道使用料基本料金の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③水道使用料基本料金の全額を減免(令和7年10月分)6,549件 ・水道使用料減免額16,960,000円 月6,549件×基本料金(口径別2,508円～40,480円)=16,960,000円 ・水道料金システム改修費用(個別減免対応費用) 55,000円 ※その他 一般財源8,908千円 ④水道使用者(官公署を除く)	R7.10	R7.10

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道基本料金負担軽減事業(10月分) (下水道事業会計補助)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援を目的に、下水道使用料基本料金を減免する。 ②下水道事業会計に繰り出し、下水道使用料基本料金の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③公共下水道使用料等基本料金の全額を減免(令和7年10月分)2,562件 ・公共下水道使用料等減免額8,357,000円 公共下水道事業 月1,983件×3,300円(基本料金全額)=6,543,000円 特定環境保全下水道事業 月平均61件×3,300円(基本料金全額)=201,000円 農業集落排水事業 月平均431件×3,300円(基本料金全額)=1,422,000円 個別合併処理浄化槽事業 月平均87件×2,200円(基本料金全額)=191,000円 ※その他 一般財源4,330千円 ④公共下水道等使用者(官公署を除く)	R7.10	R7.10
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	集会施設省エネルギー設備整備支援事業 (自治区長事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている自治会等に対し、省エネ性能に優れたエアコンの新設又は更新費用を補助する。 ②補助金 ③補助率 1/3 新設 2,810千円 省エネ基準100%以上:20畳未満上限13万円、20畳以上上限20万円 130千円×5自治会等=650千円 200千円×10自治会等=2,000千円 省エネ基準100%未満:20畳未満上限3万円、20畳以上上限5万円 30千円×2自治会等=60千円 50千円×2自治会等=100千円 更新 500千円 省エネ基準100%以上:上限10万円 100千円×5自治会等=500千円 ④集会施設を所有又は維持管理する自治会等	R8.1	R8.4以降
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業 (商工活性化事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対し、経済支援と消費喚起を図るため、プレミアム付商品券を発行する。 ②補助金 ③プレミアム率30%(1枚1,000円券13枚綴り13,000円分の商品券を1組とし、10,000円で発行) 1人につき3組まで 発行数 10,000組(130,000枚) 発行総数 130,000,000円分(内プレミアム分30,000,000円) ・プレミアム分30,000千円 ・事務費11,000千円 ④町民	R8.1	R8.4以降
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食負担軽減事業 (給食センター管理運営事業)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を行うため、小中学校の学校給食費を支払う保護者等の負担軽減を図る。 ②学校給食費の物価高騰相当分(総務省統計局公表の消費者物価指数(福島県:食料)を基に推計) ③小学校 21円/食×186日×773人 = 3,019,338円 中学校 24円/食×183日×385人 = 1,690,920円 計4,710,258円 ※教職員の給食費は除く ④小中学校の学校給食費を支払う保護者等	R7.4	R8.4以降